

## 緑ヶ丘四丁目地区の被災宅地の復旧について

緑ヶ丘四丁目地区の被災宅地の復旧事業については、宅地保全審議会からの答申を受け、これまで防災集団移転促進事業と現地再建事業との 2 事業について検討を進めてきた。

このたび、測量や地質調査の結果を踏まえた復旧事業の区域区分案について、6 月 7 日開催予定の宅地保全審議会に諮りたい。

ならびに防集事業の支援内容の方向性について決定するもの。

### 1. 復旧事業の区域区分案について

#### 1) 変状メカニズムについて

- ・当地区は、被災状況および地下水位の状況など踏まえると、5 ブロックに区分される。（資料 3 - 1 別図①）
- ・このうち、D ブロックは、広範囲にわたり、盛土地盤が原形を留めない程、細分化され、地下水位が全体的に高く、液状化に近い変形が複合的に生じている。当地区でもっとも大きな変形が生じたブロックである。
- ・また、B ブロックは、全体的に地下水位が高く常時湿潤状態にあり、圧縮沈下とともに東側へのすべり変形が認められる。
- ・一方、A、C、E ブロックは、当地区の縁辺部の切盛境界部にあり、地下水位が低く比較的狭い範囲の変形で盛土地盤は原形を留め、小さい規模の変状となっている。

#### 2) 区域区分案について

- ・D ブロックは、広範囲にわたる被災状況、地下水位、土質状況から、また、B ブロックは、現地再建の可能性について検討してきたが、技術専門委員会委員から、「当地区は、地下水位が非常に高い地区であり、盛土内排水工が重要となるが、B ブロックでの排水対策には限界があり、現地再建にはリスクがある。」との意見を頂いたことから、現地再建は難しいと判断し、防集事業の対象区域とする。
- ・A、C、E ブロックは、対策を講じれば、現地再建が可能と判断し、現地再建事業の対象区域とする。

## 2. 対策工案の考え方について（資料3-1別図②）

### 1) 現地再建事業区域（A、C、Eブロック）

- ・地下水位が低く、変状規模が小さいため、対策工としては、抑止効果の高い、抑止杭工、アンカー工の採用が考えられる。

### 2) 防集事業区域（B、Dブロック）

- ・周辺地区への影響を考慮し、地すべり対策を講じる。
- ・面的に対応が可能で施工性の良い固結工※による抑止工を主体とし、暗渠工による地下水低下工法を併用する。  
※軟弱な地盤にセメント・生石灰などの固化材を混合あるいは注入して地盤強度の増加を図る対策工。

## 3. 防災集団移転促進事業における支援内容について（資料3-1別表①）

### 1) 国の制度に定められている支援内容について

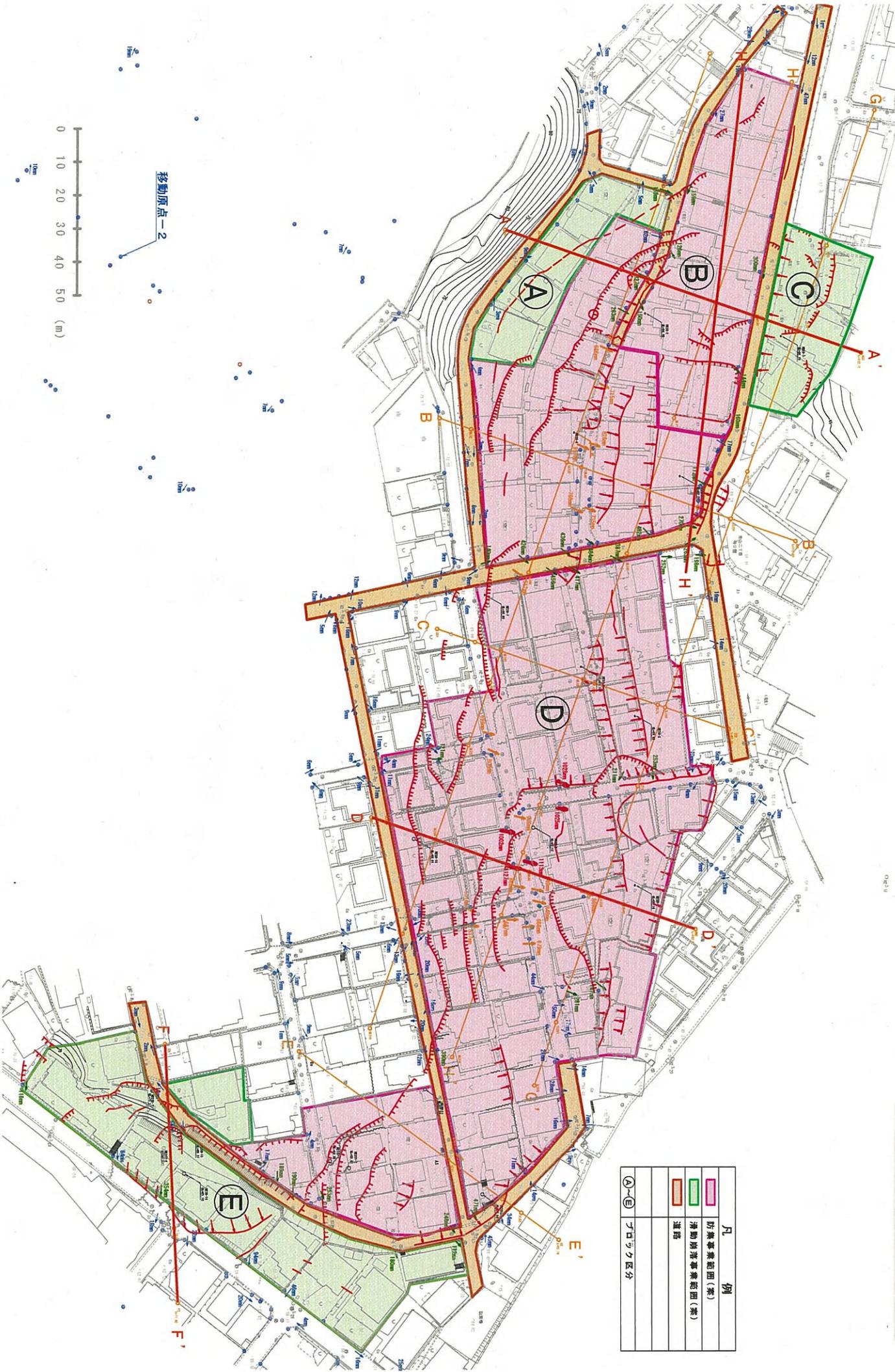
- ・国の制度に定められている支援については、建物移転料も含め適用するものとする。

### 2) 独自支援制度について

- ・借地料の免除や単独移転に対する利子補給の遡及適用については、東部地区と同様の措置を講ずることを基本とする。
- ・今後、個々の対象者の住宅再建手法を考慮した上で判断する。

## 4. 公表等の予定

- 6月 4日：震災復興推進本部会議
- 6月 7日：技術専門委員会・宅地保全審議会
- 6月 8日：記者発表
- 6月10日：住民説明会
- 6月14～16日：個別相談会



【対策工平面図(案)】

資料3-1 別図②

対策工凡例

	固結工
	暗渠工
	抑止杭工
	アンカー工

凡 例	
	防集事業範囲(案)
	流動対策事業範囲(案)
	運路
	湧水
	ゾナ区分



## 防災集団移転促進区域における支援内容の一覧

■ は、本市の独自支援を表す  
 特記なき場合は、国制度による支援を表す

区 分		支援内容					
		移転跡地の買取り (1)	建物移転 費用 (2)	引越し費用及 び従前建物の 取壊し費用 (3)	移転先の土地の借地料の免除 (4)	建設資金の借入に対す る利子相当額の補助 (5)	復興公営住宅へ の入居(※) (6)
集団移転	残存建物あり	○ 時価	○	○ 78万円上限	○独自支援 被災前後の土地価格の差額を 借地料に充当 市街化区域 1千万円上限 市街化調整区域 8百万円上限	○ 土地購入費+住宅建築 費を借り入れる場合 708万円上限 住宅建築費のみを借り 入れる場合 444万円 上限	○
	残存建物なし	○ 同上	× 独自支援によ り借地料とし て助成	○ 同上	○独自支援 被災前後の土地価格の差額+ 流失建物等の移転補償費相当 額の合計を借地料に充当 市街化区域 1千万円上限 市街化調整区域 8百万円上限	○ 同上	○
単独移転	—	○ 同上	○	○ 同上	×	○ 土地購入費+住宅建築 費を借り入れる場合 650万円上限 (造成費を含む場合 58万円加算) 住宅建築費のみを借り 入れる場合 444万円 上限	○
	遡及分	○ 同上	×	○ 同上	×	○独自支援 同上	○

※注) 移転者が自ら住宅を建築する場合の支援内容は、(1)～(5)のうち、該当する項目  
 復興公営住宅へ入居する場合の支援内容は、(1)～(3)のうち、該当する項目